

閱覽用

令和2年2月19日

## 第2回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第2回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月19日(水) 午前10時02分から午前11時21分

2 開催場所 安達公民館 集会室

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	<del>3番 武藤 善朗</del>
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(16名)

<del>20番 佐藤 一男</del>	<del>21番 佐久間 敏</del>	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
<del>32番 佐藤 美由紀</del>	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

#### 4 欠席委員

農業委員（1名）

3番 武藤 善朗 委員

農地利用最適化推進委員（3名）

20番 佐藤 一男 委員、21番 佐久間 敏 委員、32番 佐藤 美由紀 委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 報告第 1号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用  
施設等の届出について

第5 議案第 9号 非農地判定の取消について

第6 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変  
更申請について

第8 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について(利用権貸借)

第10 議案第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に  
対する意見について

第11 議案第15号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

#### 7 農業委員会事務局職員

~~参事~~ 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通  
農地係 増田祐介

#### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第2回二本松市農業委員会を開  
会いたします。

（宣告 午前10時02分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、16名で定足  
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、3番武藤善朗委員、20番佐藤一男委員、21番佐久間敏委員、32  
番佐藤美由紀委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則  
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ  
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、4番佐藤勝則委員、5番松本太委員の両

名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXより、農業用倉庫建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出があ

りましたので報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、以上で報告第1号についての報告を終わります。

次に、日程第5、議案第9号「非農地判定の取り消しについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第9号非農地判定の取消について。

次の農地について非農地判定を取り消し、農地とするものとする。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回、非農地判定を取り消しとするものは、XXXXXXXXXX、地目・畑、面積・1, 854㎡、所有者・XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、地目・畑、面積・1, 652㎡、所有者・XXXXXXXXXX、平成22年8月23日に非農地判定した土地ですが、農地に再整備するとの申し出があったためでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

議案第9号について、事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 それでは採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり非農地判定を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第9号については、原案のとおり非農地判定を取り消すことに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号3につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、番号2、譲渡人、番号3、貸付人・[REDACTED]・[REDACTED]は相手側要望のため、番号1、譲受人・[REDACTED]、番号2、譲受人、番号3、借受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地を番号1については

売買により所有権移転、番号2については贈与により所有権移転、番号3については賃借権を設定するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（泉 佳男）委員 議案第10号1番について、調査の結果を報告いたします。

譲渡人・■■■■さんとは根本信康委員が農協で2月13日にお会いした時にこの案件が間違いないかを確認いたしました。なお、その当日の午後、信康委員と■■■■さん宅にお邪魔をして、母親から案件の場所等を確認し、なお、■■■■さん宅にもお邪魔をし、おじいさんとお話をし、間違いないことを確認いたしました。申請事由については事務局報告のとおりであり、何ら問題ないと思いますが、皆様の審議のほどよろしく願います。

26番（安齋 浩一）委員 議案第10号番号2、番号3について、調査内容を報告いたします。

譲渡人及び貸付人である■■■■さん、■■■■さん及び譲受人・借受人である■■■■さんより2月13日に電話で申請内容に間違いがないかを確認をし、2月16日午前9時より■■■■さんに立ち会っていただき、齋藤弘美委員とともに現地を調査いたしました。調査の結果、現地は■■■■さんの自宅前で現在も■■■■さんが耕作しておるとのことで、特に問題がないため、許可適当と



考えます。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第10号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第10号1から3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・[REDACTED]、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・借受人・[REDACTED]  
[REDACTED]、当初許可年月日・令和元年9月  
27日付け二本松市指令農委第184号、変更理由・商業ゾーンの一体化、ワ  
ンストップの利便性を理由に店舗裏側に道路を計画していましたが、来店客か  
らのイメージが悪く誘客戦略に影響があると出店予定者からの要望があること、  
日陰になるので冬季の積雪や凍結の影響があることから道路を敷地中央部に通  
すため区域の面積及びレイアウトを変更します。なお、この案件について、本  
総会で可決となった場合は転用面積が30アールを超えることから、福島県農  
業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]  
[REDACTED]、議案第12号2と同一事業となります。当初許可年月日・令和元年  
11月26日付け二本松市指令農委第219号、変更理由・地権者からの同意  
が得られず計画地から除外していましたが、今般同意を得られたことに伴い事  
業計画地の区域を変更します。なお、この案件について、本総会で可決となっ  
た場合は転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する  
常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第11号番号1について、調査結果の内容を報

告いたします。

2月13日に現地において、行政課主任の[ ]さんから奥平会長をはじめ、総勢14名の委員と事務局2名で聞き取り調査を行いました。貸付人の[ ]さん、譲渡人の[ ]さんからは電話で確認をし、内容に間違いがないとのことでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第11号番号2について調査結果の内容を報告いたします。こちら2月13日、現地において行政課主任[ ]さんから奥平会長をはじめ、総勢14名の委員と事務局2名で聞き取り調査を行いました。貸付人の[ ]さんからは電話で確認をし、内容に間違いがないとのことでした。内容は事務局のとおりです。調査の結果、特に問題ないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第11号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第11号1、2については、  
原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請  
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、住環境の良い申請地に  
長屋住宅を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分につ  
いて、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますの  
で、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]  
[REDACTED]、議案第11号2と同一事業となります。一時転用となります。商業  
施設用敷地造成により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はあり  
ません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一  
団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一

時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。なお、この案件について、本総会で可決となった場合は転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、[REDACTED]、住宅地に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号4、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。平成20年から使用している駐車場が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、[REDACTED]、商業施設用敷地造成に伴う作業員、工事関係者及び営業開始に伴う従業員の駐車場が必要なため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号6、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、借受人は公務員宿舎に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に一般住宅を計画

します。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号7、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は実家に住んでいますが、通勤に便利な申請地に一般住宅を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、譲受人・借受人・[REDACTED] [REDACTED]、事後申請となります。平成17年から使用している従業員駐車場及び事業用車両駐車場が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

番号9、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

■■■■、一時転用となります。太陽光発電施設の工事に伴い事務所等が必要となるため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第12号番号1について、調査内容を報告いたします。

2月15日午前10時に現地にて貸付人の■■■■さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。■■■■さんと借受人の■■■■さんとは親子関係であります。内容に間違いのないとこのことで報告を受けております。内容は事務局のとおりです。調査結果、第3種農地ということもあり問題がないため、許可適当と考えるので、皆様のご審議よろしく願います。

続きまして、議案第12号番号2について調査内容を報告いたします。議案第11号番号2と同じ場所ですが、2月15日午前9時30分より現地において、貸付人の■■■■さんから聞き取り調査を行いました。借受人の■■■■さんには電話で確認し、間違いのないとこのことで報告を受けまし

た。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため、許可相当と  
考えますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号番号3について調査内容を報告いたします。2月  
17日午前9時30分より現地にて譲受人の [REDACTED] [REDACTED] さ  
んと [REDACTED] の事務所の方2名と遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調  
査を行いました。譲渡人の [REDACTED] さんの息子さんの [REDACTED] さん  
から当日自宅におきまして聞き取り調査を行いまして、内容に間違いのないとの  
ことでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可  
相当と考えますので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号番号4について調査内容を報告いたします。2月  
17日午前10時より現地にて譲受人の [REDACTED] さんから遊佐幸吉推進委員と  
私とで聞き取り調査を行いました。譲渡人の [REDACTED] さんからは2月14日電  
話にて確認をし、内容に間違いがないとのことでした。内容は事務局のとおり  
です。顛末書も出ており、調査した結果、やむを得ず許可すると判断いたしま  
した。皆様のご審議お願いいたします。

続きまして、議案第12号番号5について調査内容を報告いたします。2月  
15日午前10時30分より、現地にて譲渡人・ [REDACTED] さんから遊佐幸吉推  
進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の [REDACTED] さ  
んからは電話にて確認をし、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事  
務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、



皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第12号の6番について、調査内容を報告いたします。

2月16日午前中に、平委員と私と貸付人の■■■■さんの立ち合いの下、現地並びに聞き取り調査を行いました。なお、貸付人の■■■■さんと借受人の■■■■さんは親子ということもございまして、■■■■さんにはその日の夕方電話にて確認いたしました。転用理由につきましては事務局説明のとおりでございます。何ら問題なく許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第12号番号7、8について、調査結果の報告を申し上げます。

番号7につきましては、2月13日13時に■■■■さん宅にお伺いをいたしまして都合を聞いたところ、2月14日であればいいとのことで、2月14日の午前8時30分に伺いまして現地を確認することになったのですが、書類を忘れていたということで、2月14日の8時30分に現地を確認し、それから2月14日の午後1時に自宅にお伺いいたしまして、書類などを確認していただきましたところ間違いのないとのことで、その結果を受けて、2月14日の午後7時に譲受人の■■■■さんに電話で確認をしたところ間違いのないとのことでございました。内容につきましては事務局の報告のとおりでございます。何ら問題はありませんでした。それについては近くの人から尋ねられたのです

が、この案件の図面を見ていただくと分かるのですが、進入路について旗竿地になっております。それで、4メートルないのではないかという話がありましたので、事務局を通して確認をしていただきましたところ、旗竿地の場合は長さによって4メートルよりも狭くても大丈夫だということで確認が取れました。この図面を見ても分かりますけれども、旗竿地の場合にはそのようなこともあるそうです。それにつきましては、問題ないということも質問をいただいた方にもその後、報告をいたしました。

それから番号8につきまして、2月13日の午後1時20分に [REDACTED] の事務所にお伺いをいたしまして、2月14日の午前9時ならばいいということで [REDACTED] さんとともに伺いをいたしまして、事務所で書類を確認していただきましたところ間違いのないこととございました。それから現地に行きまして、図面と照らし合わせながら確認したところ、何ら問題はないとのこととございます。この案件につきましては顛末書も出ております。今年の委員会にて農振除外が示されて、その結果を受けての転用申請でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第12号9番について、調査結果を報告いたします。

2月15日朝9時に現地にて [REDACTED] さんと遠藤伝栄委員と私と3人で現地を確認いたしました。 [REDACTED] さんの要望は碎石を敷かないで鉄板でやってという要望で言ったようで、 [REDACTED] さんは電話にて確認をして内容に間違いのないと

とでした。私は許可適当と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第12号1から9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第12号1から9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第13号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書12ページをご覧ください。

議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。





農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。




令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、2月28日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書25ページをご覧ください。

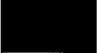


今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区61筆84,317㎡、安達地区20筆25,176㎡、岩代地区1筆1,453㎡、東和地区4筆3,030㎡、合計86筆113,976㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の11件について申し上げます。



議案書12ページをご覧ください。

番号3、2筆、地目・田、面積・1,525㎡、設定する者・、農地の名義は、設定を受ける者・、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間円。

番号4、1筆、地目・田、面積・311㎡、設定する者・、設定を受ける者・、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間円。

議案書14ページをご覧ください。

番号6、8筆、地目・田・畑、面積・12,138㎡、設定する者・、設定を受ける者・、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間円。

番号7、3筆、地目・田、面積・5,479㎡、設定する者・、設定を受ける者・、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間

■■■■円。

議案書18ページをご覧ください。

番号16、2筆、地目・田、面積・848㎡、設定する者・■■■■、設定を受ける者・■■■■、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間■■■■円。

番号17、8筆、地目・田、面積・2,631㎡、設定する者・■■■■、設定を受ける者・■■■■、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間■■■■円。

議案書20ページをご覧ください。

番号19、2筆、地目・畑、面積・4,098㎡、設定する者・■■■■、設定を受ける者・■■■■ ■■■■ ■■■■、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間■■■■円。

番号20、1筆、地目・田、面積・1,838㎡、設定する者・■■■■、設定を受ける者・■■■■、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間■■■■円。

番号21、7筆、地目・田、面積・6,806㎡、設定する者・■■■■、農地の名義は■■■■、設定を受ける者・■■■■、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間■■■■円。

議案書22ページをご覧ください。

番号24、1筆、地目・田、面積・1,453㎡、設定する者・■■■■、

農地の名義は [REDACTED]、設定を受ける者・ [REDACTED]、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間 [REDACTED] 円。

番号25、4筆、地目・田・畑、面積・3,030㎡、設定する者・ [REDACTED] [REDACTED]、設定を受ける者・公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸、期間・10年10ヶ月、使用貸借。

利用権設定の番号1から26の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中26について、 [REDACTED] 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り扱いといたします。よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第13号1から25について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 事務局にお願いなのですが、17番と25番が枠の外に合計があるので、上に余白があるので上にあげてもらいたい。

事務局 只今、いただいた意見について、ご指示があったとおり、以後気を付けたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

16番（三浦喜周）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほかご意見、質問ございませんか。

4番（佐藤勝則）委員 19番なのですが、解除条件付きとありますが、何に対して解除条件がついているのか。

事務局 4番委員からお質しがありました件についてお答えをしたいと思います。

解除条件付きというのが、一般法人が農地を借りる場合、議案ですと5年間ということで契約の方を結ぶわけなのですが、実際農地を耕作せず荒らしている場合、耕作の用に供されない場合につきましては、契約が自動的に解除になるということで、法人の方が予定通りの営農をしない場合につきましては、こちらについて解除する特約、条件が付いて、このような賃貸借が結ばれている形になりますので、一般法人が農地の方を貸借等する場合には解除条件付きでしか賃貸借ができませんので、解除条件付きということで議案上に記載させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

4番（佐藤勝則）委員 はい。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、質問等ございますか。

なければ、議案第13号1から25について採決いたします。

議案第13号1から25について原案のとおり承認することに賛成の委員は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第13号1から25については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号26について審議いたします。

■■■■委員の除斥を求めます。

(■■■■委員 退席)

議長(奥平貢市)会長 これより、議案第13号26についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 ないようですので、採決いたします。

議案第13号26について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第13号26については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■■■■委員の除斥を解きます。

(■■■■委員 復席)

議長(奥平貢市)会長 報告します。議案第13号26については、原案の



とおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第14号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書26ページをご覧ください。

議案第14号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第13号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と、番号1が[REDACTED]との間で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第14号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第15号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをご覧ください。

議案第15号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年7月1日法律第58号)第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画(昭和45年12月2日福島県指令農政第458号)の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和2年2月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、12月に締め切った随時見直しとして実施するものであります。編入については1,016㎡、除外については14,840㎡となっております。なお、除外については、宅地等とするものが15筆14,840㎡となります。それでは、農用地除外についてご説明申し上げます。

議案書31ページをご覧ください

番号1については、[REDACTED]、田、1、133㎡に倉庫及び駐車場を整備するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号2については、[REDACTED]、畑、249㎡に一般住宅を建築するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号3については[REDACTED]、畑、172㎡に宅地拡張を計画するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

議案書32ページをご覧ください。

番号4については、[REDACTED]、田、240㎡に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号5については、[REDACTED]ほか2筆、田、6、878㎡に認定こども園舎を建築するものであります。申請地は水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、また500メートル以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地の公共施設便益区域内農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

議案書33ページから34ページにかけてをご覧ください。

番号6については、[REDACTED]ほか2筆、畑、2、066㎡に資材置

場及び駐車場を整備するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号7については、XXXXXXXXXX、畑、323㎡に一般住宅を建築するものであります。申請地は500メートル以内に公共施設（東和支所）があるため、第2種農地の公共施設近距離区域内農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号8については、XXXXXXXXXX、畑、123㎡に進入路を整備するものであります。申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号9については、XXXXXXXXXX、畑、821㎡に一般住宅を建築するものであります。第1種農地であります。集落接続事業に該当するものと見込まれるため、許可可能と見込まれます。

番号10については、XXXXXXXXXXほか1筆、畑、2,835㎡に太陽光発電設備を設置するものであります。既に非農地判定済みの土地であります。太陽光発電設備の設置を計画しており、農用地からの除外が必要となったものです。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 議案第15号1番について、調査内容を報告いた

します。

13日に■■■■さんの自宅にお邪魔しまして、いつの日に立ち合いをいただけるかということでお話をいたしました。その中で事務局から説明がありましたが、立ち退きでどうしても場所が見つからないということで、隣の田んぼに除外をしていただいて、代替地として利用させていただきたいというお話を伺っております。当日の夜に■■■■さんの方に電話をいたしまして、いつになったらいいかということで、17日の朝、仕事に行く前ということでありましたので、17日に伊藤金志推進委員と現地立会いをいたしました。この農地もなかなか耕作しておりまして、非常に残念だけれども公共事業のためであればということで、■■■■さんも承諾をしたということでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

7番（根本信康）委員 議案第15号の2について、去る2月13日、泉委員と■■■■さんのお宅にお邪魔をし、■■■■さんの奥様しかいらっしゃらなかったのですが話を伺うことができました。■■■さんと■■■さんについては親子で後継者ということもありまして、事務局説明とおり許可相当と考えます。

続きまして、議案第15号の番号3について、番号2と関連案件でありますので、これについては■■■さんが不在でしたので、当日の夜、お電話にて話することができました。この案件につきましては、父親が昭和50年頃に自宅を増設し、その際に計測がされていなかったという話で、敷地の計測を改めて行ったところ、増設分の一部が越境していることが判明し大変申し訳ないと反省

していました。この違反転用につきましては顛末書が提出されておりますが、やむを得ず許可と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第15号4番について、調査内容を報告いたします。

2月16日午前中に大平の松本委員とともに土地所有者の■■■■さん並びに事業計画者の■■■■さんの立会いの下で、内容を確認して参りました。なお、■■■■さんと■■■■さんは親子ということもありまして、今現在住んでいるが手狭ということもあって、今現在の住宅の反対側に住宅を新設したいという内容でございました。そういうことでありまして、除外理由は事務局説明のとおりでありまして、何ら問題なく許可相当かと思しますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

13番（安齋 栄）委員 大変申し訳ないのですが、議案書の後ろの方を見落として調査の方をしておりませんでしたので、大変申し訳ありませんでした。どのようにしたらよろしいのかと。

議長（奥平貢市）会長 暫時休議いたします。

（午前11時01分 休議）

（午前11時05分 再開）

議長（奥平貢市）会長 再開いたします。

番号6番から再開したいと思いますので、担当者お願いします。

15番（佐藤孝志）委員 番号6の案件について調査結果の報告をいたしま

す。

2月13日に■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんの自宅にお伺いまして、ご都合をお聞きいたしましたところ、■■■■については2月14日の10時頃ならなんとか時間がとれるかもしれないとのことでしたので、13日の午後の時点で■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんについては書類の確認をいただきました。間違いのないこととさせていただきます。それから■■■■につきましても、2月14日の10時に推進委員の大内信一さんとお伺いいたしまして、書類並びに現地の確認をいたしました。この案件については違法な状態でありましたので、顛末書も出ております。それで、その内容もお伺いいたしましたが、事務局よりも説明がありました、書類の報告のとおりでございます。またちょっと事情がありまして、14日に■■■■さんのところにお伺いをいたしまして、確認後、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんのところが畑だったと確認がとれたということで、その内容をお三方に報告に参りました。以上でございます。皆様のご審議をよろしく願います。

18番（菅野保治）委員 議案第15号番号7について調査結果の内容を報告します。

2月16日午前9時より佐藤推進委員と土地所有者の■■■■さんは高齢のため、息子の■■■■君と孫の■■■■さんと現地において話を伺ったところ、事務局説明のとおりであり許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろし

くお願いします。

11番（武藤栄利）委員 議案第15号番号8について調査内容を報告いたします。

なお、この案件につきましては顛末書が出されております。2月15日現地において、[ ]さん、石川推進委員と私とでお話をお伺いしました。[ ]さんは急に都合が悪くなりまして、後日17日に現地にて私がお話を伺いました。[ ]さんは進入路の先にある建物、土地を今後利用する予定で、進入路が必要であるとのことでした。只今の事務局説明のとおりでありまして、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案第15号番号9番について説明を申し上げますが、武藤善朗委員の担当でございますが、本日所用で出られないとのことで報告書の方を預かっておりますので、報告させていただきます。

2月13日、武藤善朗委員、佐藤美由紀推進委員とで事業計画者[ ]さん親子から現地調査をして参りました。その結果、前の状況を見ても特に問題がないと思っておりますとのことであります。委員の皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第15号番号10番について説明申し上げます。去る2月15日、武藤善朗、佐藤美由紀委員とで土地所有者・[ ]さんから、事業計画者の[ ]の担当者の[ ]さんからお話を聞き、現地調査を行いました。調査結果ですが、やむを得ないとのことで現地調査をし



たとのことでございます。皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上でございますが、先ほど申し上げたとおり、議案の5番について電話にて確認しておりますので、戻るまで暫時休議したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

（午前11時12分　休議）

（午前11時19分　再開）

議長（奥平貢市）会長　それでは再開いたします。

安齋栄委員、お願ひいたします。

13番（安齋　栄）委員　只今、土地所有者と事業計画者の[REDACTED]さんのそれぞれ電話で確認いたしまして、申請に間違いのないことと確認いたしました。大変申し訳ございませんでした。そういうことで報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第15号、編入及び除外の1から10について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願ひいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第15号、編入及び除外の1から10については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第2回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午前11時21分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年2月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 勝則

署 名 委 員 松本 太